

挾箱
名稱

挾箱制度

人これをこゆれば折るゝとて忌ことありとなむこれ誤り傳へなり、人倫訓蒙圖彙、法論みそ賣の處に、曲物に奇麗なることをおほひさしになひ、何方にても下にすぐにおく事なし、一方を
高き所へもたせ置、人にふみこえさせぬよし、子なき女これをこゆれば、かならず懷妊すといへ
り、さらば望みても、こゆべき事ならずや、

〔浪花街酒樽〕鶴人當所は○大大抵天秤商ひをする者が、まへだけかけやす、アノ向を通るのが、
雪駄直しでムリやすが、江戸とは大違ひで、アノ通りに後は簞笥前は箱で、笠などはかぶらず、天
秤でかつぎやすから、知らぬ人を見ると、何だか分りやせん、

〔和爾雅器用〕挾箱（便而造箱、其蓋上施棒、令僕擔之、元出自挾竹、故號挾箱、蓋自慶長年中始、）

〔書言字考節用集〕（器財）插箱

〔婚禮里出之部〕細川幽齋老、初て當世の挾箱を作り出されたり、夫より此かた竹○挾止て、挾箱はや
るなり、

〔享保集成絲綸錄〕（十六）明曆三酉年正月

櫻田口御門ニ下馬札立之、因茲右御門之内、（江）出仕之面々、召連人數被仰出之、

一御城、（江）召連候人數之事

一侍三人、草履取はさみ箱持、六尺四人、

右之人數多不可召連、勿論於不事欠者、此内をも可爲減少事、（中略）

以上

萬治二亥年九月

出仕之面々御城中、（江）召列人數被仰出之、所謂下馬々下乘之橋迄、召列人數之覺、（中略）

一挾箱持、（二人○中略）